

第4章 自然と環境にやさしいまち

第1節 自然と調和した快適環境を保全します

- 1 自然環境 110
- 2 環境保全 112

第2節 廃棄物の適正処理と資源循環型社会を実現します

- 1 ごみとリサイクル 114

1 自然環境

現況と課題

本市の自然は、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。なかでも、ラムサール条約の湿地に登録され、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖には、鳥獣の良好な生息地の保全、維持、人と野生生物との共生が図られるよう、平成14年7月に「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」を開設しました。

この豊かな自然環境は、野生生物の生息・生育の場であるとともに、都市の環境保全や水源かん養などの機能を持ち、また、市民レクリエーションの場としても利用されています。

本市では、こうしたすぐれた自然を保全するため、北海道環境緑地保護地区、学術自然保護地区、鳥獣保護区などの指定を受けるほか、苫小牧市自然環境保全条例により、自然環境保全地区の指定や開発行為の適正な規制などを行ってきています。

また、近年、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの国内各地での発生、さらにアライグマやエゾシカによる生態系や農林業などへの被害等、自然環境への影響のみならず、市民生活にも大きな影響を与えており、その対策が求められています。

今後、自然環境保全の意義は一層大きくなるものと考えられ、人と自然との共生を基本に、市民、関係機関、団体、行政が一体となり、自然環境の保全に努める必要があります。

基本目標

自然との共生を図りながら市民の貴重な財産であるすぐれた自然を保護、保全し、快適な都市環境を確保するとともに、自然や生態系の重要性について理解を深めてもらい、自然保護思想の普及に努め、快適な都市環境を確保します。

施策の体系

自然環境

- 1 良好な自然環境の保全
- 2 自然保護思想の普及

主要施策

1 良好な自然環境の保全

- (1) 自然環境に影響を及ぼす恐れのある開発行為に対して、適正な規制と指導を行い、自然環境や生態系の維持に努めます。
- (2) 動植物の生態、生育地、また貴重な湿原として保全する必要がある美々川流域の「北海道自然環境保全地区」、弁天沼周辺地域の「北海道鳥獣保護区」指定実現に努めます。
- (3) 良好な自然環境地域の生態系や動物の生息状況の調査、アライグマやエゾシカの捕獲などの事業を実施します。

2 自然保護思想の普及

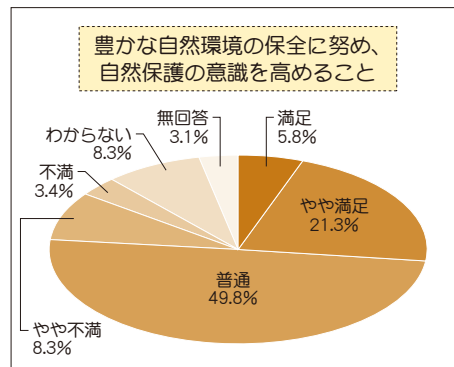
- (1) 自然保護思想の普及と自然に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、広報活動、学習活動などを実施します。
- (2) 関係機関・団体との連携により、自然環境整備など保全対策を推進します。

主な事業

- 勇払川旧古川地区自然環境保全地区藻刈事業
- エゾシカ及びアライグマ捕獲・調査事業
- 自然ふれあい教室等の啓発事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「豊かな自然環境の保全に努め、自然保護の意識を高めること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	23.8%	27.1%	30.4%
各小学校における「自然ふれあい教室」及び「いのちの授業(出前講座)」の実施回数	10回	23回	30回



2 環境保全

現況と課題

工業都市として発展してきた本市は、きめ細かい環境監視や指導など、公害の未然防止を重点施策として推進してきたことにより、比較的良好な環境を維持しています。

しかし、近年は経済活動に起因する産業型の公害のほか、自動車による大気汚染や航空機騒音などの生活、都市型の環境問題が懸念されるほか、地球温暖化、オゾン層の破壊、黄砂などの地球規模の環境問題がクローズアップされるようになり、環境問題の質や広がりが増加してきています。

このような環境の諸問題に対応するため、今後も公害の未然防止を基本とした対策に取り組むとともに、市民一人ひとりが地球環境の中で生きるものの一員であることの自覚を持ち、自ら行動し、地球環境への負荷の少ない社会を構築していく必要があります。

基本目標

産業型公害や社会情勢の変化による環境の諸問題に適切に対応するため、引き続き環境監視の継続と充実を図り、公害の未然防止に努め、市民の健康及び安全な生活を守ります。

また、近年の地球環境問題は、私たちの日常生活や社会システムの変化などが、密接に関わっていることから、市民、事業者が、より環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るなど、地球環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

施策の体系

環境保全

- 1 公害の防止
- 2 地球環境保全の推進

主要施策

1 公害の防止

- (1) 市民の健康と安全な生活を確保するため、各種測定分析機器設備を充実し、監視体制の強化充実を図るとともに市民への情報提供に努めます。
- (2) 自動車など交通公害や航空機騒音、化学物質による環境汚染については、市民、事業者の理解と協力を求めながら防止対策を推進します。
- (3) 立地企業などに対して、公害防止施設の設置、改善や公害防止協定の締結など、公害の未然防止を図ります。

2 地球環境保全の推進

- (1) 新たな「第2次環境計画」に基づき、環境負荷の小さいまちづくりを市民・事業者とともに進めます。

主な事業

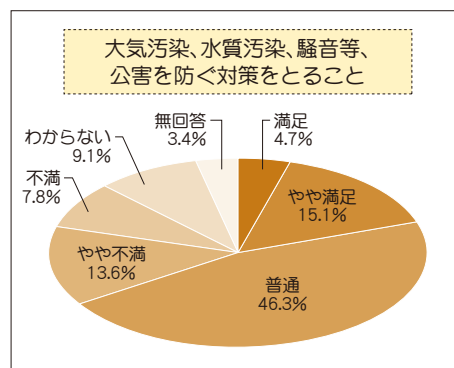
- 環境測定機器整備事業
- 環境基本計画推進事業
- 地球温暖化対策地域推進計画推進事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「大気汚染、水質汚染、騒音等、公害を防ぐ対策をとること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	13.3%	19.8%	25.0%
大気環境基準達成率	100%	100% ※1	100%
航空機騒音環境基準達成率	100%	100% ※1	100%
温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算 単位：千t - CO ₂)	2,838	2,818 ※2	2,456

※1 H23年度実績

※2 H20年度実績



1 ごみとリサイクル

現況と課題

本市では、これまでごみの発生抑制、循環型社会の構築、適正処理を主眼におき、長期的な視点に立ったごみ処理の推進を図り、平成 14 年に策定した計画目標は達成しましたが、より一層のごみ減量やリサイクルに取り組むため、今後 15 年間のごみ減量施策や資源品目の拡大によるリサイクル推進方策、老朽化しているごみ処理施設のあり方や生活排水の適正処理を定めた「一般廃棄物処理基本計画」を平成 22 年 3 月に策定、この計画の新たな目標数値である大幅なごみ減量を達成するために、平成 25 年 7 月からは家庭ごみ有料化と紙類の分別収集などを実施します。

現在、燃やせるごみは糸井清掃センターと沼ノ端クリーンセンターで焼却処理、燃やせないごみ、大型ごみは沼ノ端クリーンセンターで破碎処理による減容化の後、埋立処分していますが、糸井清掃センターの焼却炉は耐用年数が限界に近づいており、今後のごみ量を注視しながら存廃の判断が必要です。

また、焼却灰を処分する沼ノ端埋立処分場や柏原一般廃棄物埋立処分場も、計画的な改修・整備を進めていく必要があります。

一方、資源物については平成 22 年 4 月よりプラスチックの資源回収を開始し、現在 5 品目を分別収集しておりますが、平成 25 年 7 月より実施される紙類や剪定枝などの分別品目拡大に伴う収集体制の見直しや処理施設の整備、また町内会などによる集団資源回収の活性化を図るための奨励金の対象品目や金額の見直しに取り組みます。

さらに、総ごみ量の約 4 割を占める事業系ごみについても分別排出・適正排出の指導及び啓発をしていく必要があります。

基本目標

廃棄物を適正かつ衛生的に処理するだけでなく、資源循環型社会への対応を見据え、施設の整備に努めるとともに、収集・運搬の効率化を図ります。

施策の体系

ごみと
リサイクル

- 1 廃棄物の適正かつ衛生的な処理
- 2 廃棄物の減量化とリサイクルの推進
- 3 収集運搬体制の見直し
- 4 事業系廃棄物の処理
- 5 分別の徹底と指導体制の強化

主要施策

1 廃棄物の適正かつ衛生的な処理

- (1) 環境保全・資源再利用、近隣自治体を含む広域的処理などを考慮し、適正かつ衛生的な処理を行います。
- (2) 処理施設の整備を継続し、将来に向けての安定的処理体制を確保します。

2 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

- (1) 資源循環型社会の構築を目指し、資源物分別品目を拡大します。
- (2) コンポスト容器などの利用による生ごみの減量、集団回収事業の拡充、丁寧な市民周知と意識啓発による分別の徹底により廃棄物の減量と資源の再利用を推進します。

3 収集運搬体制の見直し

- (1) 収集業務の全面的な民間委託を検討します。
- (2) 可燃、不燃、資源を含めた全体の収集日を見直し、新たな資源品目の収集体制を確立します。
- (3) ふれあい収集を継続し、制度の周知を図ります。

4 事業系廃棄物の処理

- (1) 事業系廃棄物については、事業者による自己処理責任を明確にするとともに、分別排出・適正排出の指導及び啓発を強化します。

5 分別の徹底と指導體制の強化

- (1) リサイクルやごみ減量などについて市民意識の啓発を図ります。
- (2) 廃棄物の適正排出のため、「(仮称)共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」や「ステーションパトロール隊」を創設し、指導體制を強化します。
- (3) 廃棄物の不法投棄対策として、「不法投棄110番」の開設や「夜間・休日パトロール」を実施し、監視体制を強化します。

主な事業

- 資源リサイクル運動推進事業
- 沼ノ端クリーンセンター長寿命化基幹改良事業
- 第2沼ノ端埋立処分場整備事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「ごみの減量化や資源のリサイクルが行われること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	26.0%	35.8%	50.0%
ごみ減量の目標値(1人1日排出量)	723 g	693 g ※	542 g
リサイクル推進の目標値(リサイクル率)	15.0%	21.3% ※	30.0%

※ H23年度実績

